

発行者情報（非連結）

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2021年11月30日

【発行者の名称】

横浜ライト工業株式会社
(YOKOHAMA WRIGHT Industries Co.,LTD)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 浜口 伸一

【本店の所在の場所】

神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町 8 7 0 番地

【電話番号】

045-355-5500

【事務連絡者氏名】

取締役 管理部部長 石川 勝之

【担当 J - A d v i s e r の名称】

宝印刷株式会社

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 堆 誠一郎

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番 8 号

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

横浜ライト工業株式会社
<https://www.y-wright.com/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期(中間)	第35期(中間)	第36期(中間)	第34期	第35期
会計期間	自 2019年3月1日 至 2019年8月31日	自 2020年3月1日 至 2020年8月31日	自 2021年3月1日 至 2021年8月31日	自 2019年3月1日 至 2020年2月29日	自 2020年3月1日 至 2021年2月28日
売上高 (千円)	1,288,460	901,187	1,297,444	2,448,476	1,754,959
経常利益 (千円)	132,039	19,907	67,167	198,041	39,184
中間(当期)純利益 (千円)	85,355	15,999	44,768	126,736	36,507
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
純資産額 (千円)	824,516	879,957	945,221	865,749	900,647
総資産額 (千円)	1,666,060	1,549,213	1,956,140	1,680,428	1,752,550
1株当たり純資産額 (円)	17,431.65	18,603.76	19,983.53	18,303.38	19,041.17
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	1,804.55	338.25	946.48	2,679.40	771.82
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	49.5	56.8	48.3	51.5	51.4
自己資本利益率 (%)	10.9	1.8	4.9	15.8	4.1
株価収益率 (倍)	—	54.8	19.6	6.9	24.0
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	27,850	83,752	103,035	231,477	146,044
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 103,565	△ 132,821	△ 195,102	△ 158,485	△ 134,128
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 47,367	△ 7,860	△ 47,860	△ 92,595	149,544
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	297,815	345,342	423,805	402,271	563,732
従業員数(外、平均臨時 雇用者数) (名)	47 (1)	51 (1)	51 (1)	49 (1)	52 (1)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 2019年5月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 第34期（中間）の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第34期（中間）の中間財務諸表については監査法人東海会計社の監査を、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第34期及び第35期の財務諸表、並びに第35期（中間）及び第36期（中間）の中間財務諸表については監査法人東海会計社の監査を、それぞれ受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2021年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
51（1）	47.92	11.25	5,696

- （注） 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、給与総額（通勤手当、基準外賃金）及び賞与を含んでおります。
3. 平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。
4. 当社は、単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（自 2021 年 3 月 1 日 至 2021 年 8 月 31 日）は、引き続き新型コロナウイルス感染症が拡大し、オリンピック及びパラリンピックの開催前後は感染者数が極度に増大し、日本経済は多大にその影響を受けました。

建設業界におきましても、その影響は及んでおり、特に都心部は再開発工事以外の新規計画では未だ慎重な動きが続いており、厳しい状況が継続しております。

こうした状況の中、当社は、栃木県小山市、埼玉県久喜市、千葉県成田市、静岡県菰川市等の都心から外れた関東近郊の市内を施行現場とする各大型案件を受注することにより売上を回復いたしました。また下半期においても、関東近郊の大型案件を数件受注しており、安定した業績を確保できるものと見込んでおります。

また、設備的には、新たに日本車輛製造株式会社製の高機能重機を購入し、杭以外の地中にある建物の基礎等の障害物撤去も可能となり、杭抜から一括して受注できるようになったほか、昨年組織として新設した技術部による種々の調査・実験の結果を顧客に提示しつつ技術的提案を行うことにより、営業活動の範囲を広げることができるようになりました。

このような環境の中、当社の当中間会計期間における経営成績は、売上高は 1,297,444 千円（前年同期比 44.0%増）、営業利益は 65,407 千円（同 284.5%増）、経常利益は 67,167 千円（同 237.4%増）、中間純利益は 44,768 千円（同 179.8%増）となりました。

なお、当社は単一セグメントのため、セグメント別の業績等の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、前事業年度末と比較して 139,926 千円減少し、423,805 千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とこの主要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、103,035 千円（前年同期は 83,752 千円の獲得）となりました。この主要因は、税引前中間純利益 68,737 千円、減価償却費 94,027 千円、売上債権の増加額 231,187 千円、未成工事支出金の増加額 41,377 千円、工事未払金の増加額 195,673 千円、法人税等の還付額 26,751 千円が生じたこと等によります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、195,102 千円（前年同期は 132,821 千円の使用）となりました。この主要因は、有形固定資産の取得による支出 193,272 千円等が生じたこと等によります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、47,860 千円（前年同期は 7,860 千円の使用）となりました。この主要因は、長期借入金の返済による支出 36,712 千円、社債の償還による支出 10,500 千円等が生じたこと等によります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当中間会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業の名称	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
杭抜き事業	1,617,563	+ 102.3	472,110	+ 93.1
合計	1,617,563	+ 102.3	472,110	+ 93.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 売上実績

当中間会計期間における売上実績を示すと、次のとおりであります。

事業の名称	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
杭抜き事業	1,297,444	+ 44.0
合計	1,297,444	+ 44.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	売上高 (千円)	割合 (%)	売上高 (千円)	割合 (%)
大成建設株式会社	94,580	10.5	119,860	9.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

2021年5月31日に公表の発行者情報に記載した【対処すべき課題】に関して、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当社は、当社の事業展開その他に関するリスクについて、リスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努めることを方針としております。

2021年5月31日に公表の発行者情報に記載した【事業等のリスク】に関して、重要な変更はありませんが、当社の上場維持の前提となるJ-Adviser等との契約の件に関し、あらためて以下に記載いたします。

(1) 上場廃止について

TOKYO PRO Marketにおいては、当社が上場適格性を維持しているかどうかの確認を担当J-AdviserがJ-Adviser業務として実施します。その上で、担当J-Adviserは、当社が上場適格性を喪失したと判断した場合には、担当J-Adviser契約に基づき、契約解除がなされることになります。担当J-Adviserからの契約解除の通知を受けた場合において当社は、一定期間内に別のJ-Adviserとの間でJ-Adviser契約を締結できなかった場合には、当社は上場廃止となります。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

(2) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。

また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

当社と同社との契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項の詳細は以下のとおりであります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社(以下、「乙」とします。)からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号におい

て同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁

済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
 - a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が

認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

なお本中間発行者情報公表日現在において、担当J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の中間報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の総資産は、1,956,140千円となり、前事業年度末と比較して203,589千円の増加となりました。この主な要因は、以下のとおりであります。

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末比 104,911 千円増加して1,187,455 千円となりました。この主な変動要因は、受取手形の増加 49,101 千円、完成工事未収入金の増加 182,086 千円、未成工事支出金の増加 41,377 千円、現金及び預金の減少 136,925 千円等であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末比 98,888 千円増加して768,020 千円となりました。この主な変動要因は、機械及び装置の増加 99,811 千円等であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末比 213,185 千円増加して569,779 千円となりました。この主な変動要因は、工事未払金の増加 195,673 千円、未払法人税等の増加 31,696 千円等であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末比 54,168 千円減少して441,140 千円となりました。この主な変動要因は、社債の減少 10,500 千円、長期借入金の減少 26,357 千円、その他の減少 9,180 千円等であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末比 44,573 千円増加して 945,221 千円となりました。この主な変動要因は、中間純利益 44,768 千円の計上による繰越利益剰余金の増加 46,647 千円等であります。

(3) 経営成績の分析

経営成績の内容については、「第3 【事業の状況】 1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2021年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (人)
		建物 及び 構築物	機械 及び 装置	車輛 運搬具	工具、 器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 等 (神奈川県横浜市 保土ヶ谷区 他)	全社設備	40,400	462,121	17,157	14,338	129,359 (36,556.01)	663,377	51 (1)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
 4. 当社は、杭抜き事業の単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間会計期間末現在発行数(株) (2021年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2021年11月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	200,000	150,000	50,000	50,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	200,000	150,000	50,000	50,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年3月1日～ 2021年8月31日	—	50,000	—	33,000	—	—

(6)【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	2021年8月31日現在 株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
浜口 伸一	神奈川県横浜市神奈川区	27,500	58.2
浜口 優	神奈川県横浜市戸塚区	19,100	40.4
菊池 昭男	神奈川県横浜市鶴見区	300	0.6
石川 勝之	神奈川県横浜市旭区	300	0.6
新栄重機土木株式会社	神奈川県横浜市南区永田北3-40-12	100	0.2
計	—	47,300	100.0

(注) 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式2,700株を除いて記載しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 2,700	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 47,300	473	単元株式数100株
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 50,000	—	—
総株主の議決権	—	473	—

② 【自己株式等】

2021年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
（自己保有株式） 横浜ライト工業 株式会社	神奈川県横浜市 保土ヶ谷区今井 町 8 7 0 番地	2,700	—	2,700	5.4
計	—	2,700	—	2,700	5.4

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものです。

2. 2021年3月から2021年8月については売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日（2021年5月31日）後、本中間発行者情報公表日までの役員異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当中間会計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人東海会計社による中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当中間会計期間 (2021年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	695,012	558,087
受取手形	※2 10,200	※2 59,301
完成工事未収入金	331,309	513,395
未成工事支出金	—	41,377
前払費用	10,200	8,870
未収還付法人税等	25,215	—
その他	10,606	6,422
流動資産合計	1,082,543	1,187,455
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	40,375	40,400
機械及び装置（純額）	362,310	462,121
車両運搬具（純額）	21,353	17,157
工具、器具及び備品（純額）	10,381	14,338
土地	129,359	129,359
建設仮勘定	892	892
有形固定資産合計	※1 564,672	※1 664,269
無形固定資産		
ソフトウェア	3,130	2,779
その他	295	295
無形固定資産合計	3,425	3,074
投資その他の資産		
投資有価証券	28,921	28,625
出資金	40	40
従業員に対する長期貸付金	200	80
長期前払費用	2,251	1,792
その他	69,619	73,087
貸倒引当金	—	△ 2,949
投資その他の資産合計	101,032	100,675
固定資産合計	669,131	768,020
繰延資産		
社債発行費	875	665
繰延資産合計	875	665
資産合計	1,752,550	1,956,140

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当中間会計期間 (2021年8月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	207,723	403,397
1年内償還予定の社債	21,000	21,000
1年内返済予定の長期借入金	70,816	60,461
未払金	19,549	27,870
未払費用	1,716	1,666
未払法人税等	2,201	33,897
預り金	9,154	12,536
前受収益	—	490
賞与引当金	7,024	5,832
その他	17,407	2,627
流動負債合計	356,593	569,779
固定負債		
社債	31,500	21,000
長期借入金	388,586	362,229
繰延税金負債	65,893	57,761
その他	9,330	150
固定負債合計	495,309	441,140
負債合計	851,902	1,010,919
純資産の部		
株主資本		
資本金	33,000	33,000
利益剰余金		
利益準備金	1,200	1,200
その他利益剰余金		
別途積立金	20,000	20,000
特別償却準備金	※3 165,716	※3 163,837
繰越利益剰余金	696,072	742,720
利益剰余金合計	882,989	927,758
自己株式	△ 13,382	△ 13,382
株主資本合計	902,606	947,375
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 1,958	△ 2,154
評価・換算差額等合計	△ 1,958	△ 2,154
純資産合計	900,647	945,221
負債純資産合計	1,752,550	1,956,140

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
売上高		
完成工事高	878,164	1,275,073
その他の売上高	23,023	22,370
売上高合計	901,187	1,297,444
売上原価		
完成工事原価	751,603	1,113,267
その他の売上原価	9,255	8,489
売上原価合計	760,859	1,121,756
売上総利益	140,328	175,687
販売費及び一般管理費	123,319	110,279
営業利益	17,009	65,407
営業外収益		
受取利息	100	5
受取家賃	1,387	1,419
受取保険金	—	3,114
スクラップ売却益	1,477	385
補助金収入	2,000	1,014
その他	327	468
営業外収益合計	5,293	6,406
営業外費用		
支払利息	966	744
支払保証料	195	142
減価償却費	363	359
手形売却損	675	256
貸倒引当金繰入額	—	2,949
その他	194	194
営業外費用合計	2,395	4,646
経常利益	19,907	67,167
特別利益		
固定資産売却益	—	※1 1,579
特別利益合計	—	1,579
特別損失		
固定資産除却損	—	※2 9
特別損失合計	—	9
税引前中間純利益	19,907	68,737
法人税、住民税及び事業税	4,300	32,000
法人税等調整額	△ 392	△ 8,031
法人税等合計	3,907	23,968
中間純利益	15,999	44,768

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2020 年 3 月 1 日 至 2020 年 8 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余 金合計		
			別途 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	33,000	1,200	20,000	181,554	643,727	846,481	△13,382	866,099
当中間期変動額								
中間純利益					15,999	15,999		15,999
特別償却準備金 の積立				15,840	△15,840	－		－
特別償却準備金 の取崩				△23,759	23,759	－		－
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）								
当中間期変動額 合計	－	－	－	△7,919	23,918	15,999	－	15,999
当中間期末残高	33,000	1,200	20,000	173,635	667,645	862,481	△13,382	882,098

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△349	△349	865,749
当中間期変動額			
中間純利益			15,999
特別償却準備金 の積立			—
特別償却準備金 の取崩			—
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	△1,791	△1,791	△1,791
当中間期変動額 合計	△1,791	△1,791	14,207
当中間期末残高	△2,140	△2,140	879,957

当中間会計期間（自 2021 年 3 月 1 日 至 2021 年 8 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
			別途 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	33,000	1,200	20,000	165,716	696,072	882,989	△13,382	902,606
当中間期変動額								
中間純利益					44,768	44,768		44,768
特別償却準備金 の積立				24,570	△24,570	－		－
特別償却準備金 の取崩				△26,448	26,448	－		－
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）								
当中間期変動額 合計	－	－	－	△1,878	46,647	44,768	－	44,768
当中間期末残高	33,000	1,200	20,000	163,837	742,720	927,758	△13,382	947,375

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,958	△1,958	900,647
当中間期変動額			
中間純利益			44,768
特別償却準備金 の積立			—
特別償却準備金 の取崩			—
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	△195	△195	△195
当中間期変動額 合計	△195	△195	44,573
当中間期末残高	△2,154	△2,154	945,221

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	19,907	68,737
減価償却費	73,641	94,027
受取利息及び受取配当金	△ 100	△ 5
支払利息	966	744
固定資産売却損益 (△は益)	—	△ 1,579
固定資産除却損	—	9
売上債権の増減額 (△は増加)	143,362	△ 231,187
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	△ 4,970	△ 41,377
その他の資産の増減額	△ 7,601	3,244
工事未払金の増減額 (△は減少)	△ 65,853	195,673
未払金の増減額 (△は減少)	△ 10,772	△ 211
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,481	△ 1,192
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	2,949
その他の負債の増減額	△ 11,964	△ 10,933
小計	133,132	78,900
利息及び配当金の受取額	100	5
利息の支払額	△ 1,030	△ 781
法人税等の還付額	—	26,751
法人税等の支払額	△ 48,450	△ 1,839
営業活動によるキャッシュ・フロー	83,752	103,035
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 128,764	△ 193,272
有形固定資産の売却による収入	—	1,579
定期預金の預入による支出	△ 3,001	△ 3,001
その他	△ 1,056	△ 408
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 132,821	△ 195,102
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	40,000	—
長期借入金の返済による支出	△ 36,712	△ 36,712
社債の償還による支出	△ 10,500	△ 10,500
割賦債務の返済による支出	△ 648	△ 648
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,860	△ 47,860
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△ 56,929	△ 139,926
現金及び現金同等物の期首残高	402,271	563,732
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 345,342	※ 423,805

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

（2）その他有価証券 時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

未完成工事支出金：個別法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 22～60年

機械及び装置 2～6年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（2）法人税等の会計処理

当中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している特別償却準備金の取崩を前提として当中間会計期間に係る金額を計算しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年2月28日)	当中間会計期間 (2021年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,014,011 千円	2,104,249 千円

※ 2 受取手形裏書譲渡高及び電子記録債権割引高

	前事業年度 (2021年2月28日)	当中間会計期間 (2021年8月31日)
受取手形裏書譲渡高	36,620 千円	42,561 千円
電子記録債権割引高	17,494	34,600

※ 3 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。

特別償却準備金は、租税特別措置法の規定に基づいて計上しております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
機械及び装置	－ 千円	1,579 千円
計	－	1,579

※ 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
車両運搬具	－ 千円	9 千円
計	－	9

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
有形固定資産	73,547 千円	93,676 千円
無形固定資産	93 千円	351 千円
計	73,641	94,027

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式(株)				
普通株式	50,000	—	—	50,000
合計	50,000	—	—	50,000
自己株式(株)				
普通株式	2,700	—	—	2,700
合計	2,700	—	—	2,700

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式(株)				
普通株式	50,000	—	—	50,000
合計	50,000	—	—	50,000
自己株式(株)				
普通株式	2,700	—	—	2,700
合計	2,700	—	—	2,700

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
現金及び預金	473,613 千円	558,087 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 128,270	△ 134,281
現金及び現金同等物	345,342	423,805

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

前事業年度（2021年2月28日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	695,012	695,012	—
(2) 受取手形	10,200	10,200	—
(3) 完成工事未収入金	331,309	331,309	—
(4) 未収還付法人税等	25,215	25,215	—
(5) 投資有価証券	28,921	28,921	—
(6) 従業員に対する長期貸付金	200	200	0
資産計	1,090,858	1,090,858	0
(1) 工事未払金	207,723	207,723	—
(2) 1年内償還予定の社債	21,000	21,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	70,816	70,816	—
(4) 未払金	19,549	19,549	—
(5) 未払法人税等	2,201	2,201	—
(6) 預り金	9,154	9,154	—
(7) 社債（1年内償還予定を除く）	31,500	31,866	366
(8) 長期借入金（1年内返済予定を除く）	388,586	387,225	△ 1,361
負債計	750,531	749,536	△ 995

当中間会計期間（2021年8月31日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	558,087	558,087	—
(2) 受取手形	59,301	59,301	—
(3) 完成工事未収入金	513,395	513,395	—
(4) 未収還付法人税等	—	—	—
(5) 投資有価証券	28,625	28,625	—
(6) 従業員に対する長期貸付金	80	80	0
資産計	1,159,489	1,159,489	0
(1) 工事未払金	403,397	403,397	—
(2) 1年内償還予定の社債	21,000	21,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	60,461	60,461	—
(4) 未払金	27,870	27,870	—
(5) 未払法人税等	33,897	33,897	—
(6) 預り金	12,536	12,536	—
(7) 社債（1年内償還予定を除く）	21,000	21,305	305
(8) 長期借入金（1年内返済予定を除く）	362,229	361,952	△ 277
負債計	942,392	942,420	28

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 完成工事未収入金、(4) 未収還付法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 従業員に対する長期貸付金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 工事未払金、(2) 1年内償還予定の社債、(3) 1年内返済予定の長期借入金、

(4) 未払金、(5) 未払法人税等、(6) 預り金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債（1年内償還予定を除く）

当社が発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金（1年内返済予定を除く）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (2021年2月28日)	当中間会計期間 (2021年8月31日)
出資金	40千円	40千円

(注) これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(有価証券関係)

前事業年度 (2021 年 2 月 28 日)

その他有価証券

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,010	1,890	120
	(2) その他	—	—	—
	小計	2,010	1,890	120
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	26,911	30,000	△ 3,088
	小計	26,911	30,000	△ 3,088
合計		28,921	31,890	△ 2,968

当中間会計期間 (2021 年 8 月 31 日)

その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,869	1,890	△ 21
	(2) その他	26,756	30,000	△ 3,243
	小計	28,625	31,890	△ 3,264
合計		28,625	31,890	△ 3,264

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、杭抜き事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当中間会計期間においては、売上高が損益計算書の売上高の 10%以上を占める顧客が存在しないので、該当事項なしとして記載を省略しております。

前中間会計期間（自 2020 年 3 月 1 日 至 2020 年 8 月 31 日）

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高
大成建設（株）	94,580

当中間会計期間（自 2021 年 3 月 1 日 至 2021 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2020 年 3 月 1 日 至 2020 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2021 年 3 月 1 日 至 2021 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 2020 年 3 月 1 日 至 2020 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2021 年 3 月 1 日 至 2021 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 2020 年 3 月 1 日 至 2020 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2021 年 3 月 1 日 至 2021 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2021年2月28日)	当中間会計期間 (2021年8月31日)
1株当たり純資産額	19,041.17円	19,983.53円

1株当たり中間純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当中間会計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり中間純利益金額	338.25円	946.48円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(千円)	15,999	44,768
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	15,999	44,768
期中平均株式数(株)	47,300	47,300

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月30日

横浜ライト工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 東海会計社
愛知県 名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

青島信吾

代表社員 公認会計士
業務執行社員

神谷善昌

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている横浜ライト工業株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第36期事業年度の中間会計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、横浜ライト工業株式会社の2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上